

特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 青 山 荘

短期入所生活介護重要事項説明書

(介護予防短期入所生活介護)

当施設は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第4677600043号)

当施設は契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

目 次

1. 施設経営法人
2. 利用施設
3. 居室等の概要
4. 職員の配置状況
5. 施設の利用
6. 当施設が提供するサービスと利用料金
7. 苦情の受付について
8. 事故発生時の対応について
9. 非常災害対策について
10. 事故防止対策・安全管理対策について
11. 身体拘束廃止について
12. 感染症対策・褥瘡防止対策・衛生管理について

1. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 幸伸会
法 人 所 在 地	鹿児島県肝属郡錦江町城元 3 7 2 4 - 1
電 話 ・ F A X	電話：0994-22-3388 F A X：0994-22-3355
代 表 者 氏 名	理事長 石踊紳一郎
設 立 年 月 日	平成5年5月24日

2. 利用施設

施 設 の 種 類	短期入所生活介護 (平成12年3月2日指定 鹿児島県 第4677600043号)
施 設 の 目 的	要支援・要介護状態と認定された利用者に対して、介護保険法令の趣旨に従って、可能な限り自立した日常生活を営めるように、一定の期間、指定短期入所生活介護サービスを提供し、援助することを目的とします。
施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム 青山荘
施 設 の 所 在 地	〒893-2302 鹿児島県肝属郡錦江町城元 3 7 2 4 - 1
電 話 ・ F A X	電話：0994-22-3388 F A X：0994-22-3355
メールアドレス	ko-sin641bluemt@rapid.ocn.ne.jp
施設長（管理者）	石踊紳一郎
施設の運営方針	利用者の人権を尊重し常に利用者の立場に立ち、安心・安全なサービスを提供することで、利用者が楽しく、生き生きと自立した生活が送れるよう真心をもって援助します。
開 設 年 月 日	平成6年4月1日
利 用 定 員	5名（その他、特別養護老人ホーム青山荘の空床利用）

3. 居室等の概要

・既存型居室・設備

居 室 ・ 設 備 の 種 類	室 数	面 積 m ²	一人当たり 面 積 m ²	備 考
個 室	1 室	1 5.56	1 4.54	トイレ・洗面所
4 人 部 屋	1 室	3 6.72	9.10	
食 堂	1 室	1 6 8		特養と共用
機 能 訓 練 室	1 室	3 8		〃
浴 室	1 室	5 5		個浴、特浴
医 務 室	1 室	2 1.4		特養と共用

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置をしています。

職 種	常 勤	非 常 勤	合 計	備 考
施設長（管理者）	1 名		1 名	
生 活 相 談 員	1 名以上		1 名	介護支援専門員と兼務
介 護 支 援 専 門 員	1 名以上		1 名	生活相談員と兼務
介 護 職 員	2 6 名以上		2 6 名以上	
看 護 職 員	3 名以上		3 名以上	
機能訓練指導員	1 名以上		1 名	
管 理 栄 養 士	1 名以上		1 名	
医 師 （ 嘱 託 ）		1 名	1 名	

（主な職種の勤務体制）

職 種	勤 務 体 制
医 師	毎週木曜日 14:00～16:00
介 護 職 員	日中 7:00～20:00 4～18名（標準的な時間帯での配置人員です）
〃	夜間 19:45～7:15 3～5名交代勤務
看 護 職 員	日中 7:30～19:00 2～3名交代勤務
機能訓練指導員	理学療法士 8:30～17:30 （土・日を除く）

★上記は平均的な勤務体制です。

5. 施設の利用

介護保険法に定める被保険者で、要支援及び要介護と認定された方がご利用できます。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して、以下のサービスを提供します。

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
（食費、居住費を除き通常 9 割が介護保険から給付されます。）
- ② 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

(1) 施設が提供する基準介護サービス

＜サービスの概要＞

- ① 居室の提供
- ② 入所後、各職種は情報の共有を図り、心身の状態

食 事	・当施設では管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・利用者ごとの食事を考慮した栄養ケア計画を管理栄養士が作成します。 ・利用者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、1人で食べられない方は食事介助をいたします。 ・医師の指示のもと、治療食が必要と認められた利用者ごとに、管理栄養士によって食事の提供が行われます。 ・その他の時間でも、個々の状況に応じて対応します。 ・食事は利用者の状況により、リビング、居室等選択できます。
入 浴	・利用者の状況に応じ、できるだけ入浴機会を設けます。（やむを得ない場合は清拭を行います。） ・入浴は週2回以上行います。清拭は週3回以上行います。 ・ねたきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機 能 訓 練	・利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

健康管理	・看護職員と医療機関との連携により、利用者に対して 24 時間の連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康管理等を行う体制を確保します。 ・医師が、これ以上の回復が望めないと判断した場合、利用者及び身元引受人等の同意を得て、医師、看護職員、介護支援専門員、介護職員等が共同して、看取り介護を行うことができます。
その他自立への支援	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を行うよう援助します。 ・各種のクラブ活動やグループワークを実施します。

(2) 介護保険の対象となる利用料金については別添のとおり（利用者によって異なります。）

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(3) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。なお、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

項目	内容	利用金額
食費・居住費	・食費、部屋代、光熱水費等	別添のとおり
理容・美容	・理容師や美容師のサービスをご利用した場合	実費相当額
特別な食事	・利用者の希望により、特別な食事を提供した場合	実費相当額
預かり金 利用料金及び 貴重品の管理	・利用者のご希望により、貴重品管理サービスをご利用した場合 ○お預かりするもの 金融機関の預金通帳とその届け出た印鑑、年金証書等 ○預金の出し入れ ・預金の出入が必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出して、届出の内容に従い、預金の出し入れを行います。 ・保管管理者は、出入金記録簿を作成し、その写しを3か月ごとに利用者へ交付します。	利用料金 月額 1,000 円
複写物の交付	・利用者はサービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合は実費をご負担いただきます。	1 枚につき 10 円
日常生活上必要となる諸費用	・日常生活の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。おむつ代はご負担の必要はありません。	実費相当額
利用者の移送に係る費用	・利用者の入院や通院が遠隔地の場合、移送サービスを行います。（錦江町内は除く） ・夜間病院受診時等に職員で対応できない場合又は公共交通機関を利用できない場合、タクシーを利用させていただきます。	・利用料金（公共交通機関の料金に準ずる） ・利用料金（タクシー代実費相当額）

退居していただく場合にもかかわらず、居室が明け渡されない場合	・利用者が、退居していただく場合にもかかわらず、居室を明け渡さない場合等に、本来の退居していただく日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金	①利用者の要介護度に応じた介護報酬の全額 ②利用者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合は、直近の要介護度に応じた介護報酬の全額 ③食費及び居住費の全額
そ の 他	・その他の料金をいただく事態が発生した場合は、その都度利用者に了解をいただき定めることといたします。	

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(2)、(3)の料金・費用は1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに窓口で現金でお支払いいただくか、下記指定口座へお振り込みください。なお、手数料は利用者負担といたします。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

鹿児島銀行	寿支店	普通預金 3129394
		特別養護老人ホーム青山荘

(5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、どこかの医療機関でも受けることができますが、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることもできます。(ただし下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関	大根占医院	内科
	肝属郡医師会立病院	内科 外科 消化器科
協力歯科医療機関	安楽歯科医院	歯科
	岩城歯科	歯科

7. 身元引受人、金品及び残置物引取人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - イ) 利用契約が終了した後、残されたご利用者の所持品(残置物)をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ロ) 民法458条の2に定める連帯保証人
- (4) 前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - イ) 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - ロ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ハ) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 苦情の受付

- (1) 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当施設における苦情の受付窓口	苦情受付窓口 電話：0994-22-3388			
	責任者	職名	施設長	氏名 石踊 紳一郎
	担当者	職名	生活相談員兼 介護支援専門員	氏名 眞邊 英子
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 9時～17時		

- (2) 施設内に苦情ボックス「ご意見箱」を設置しておりますので、ご意見をお寄せいただけます。

- (3) 当施設の定める相談・苦情解決第三者委員（施設内に掲示してあります。）に要望又は苦情を申し出ることができます。
- (4) 対応した相談・苦情の内容については、申し出者にお知らせ致します。無記名の場合には、掲示にてお知らせ致します。
- (5) 公的機関でも、次の窓口で受け付けます。

錦江町役場 保健福祉課 介護保険係	所在地 肝属郡錦江町城元 963 電話：0994-22-0511 FAX：0994-22-1951 受付時間 8：30～17：00
鹿児島県 国民健康保険 団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7-4（市町村自治会館内） 電話：099-206-1084 FAX：099-206-1069 受付時間 8：30～17：00
鹿児島県 社会福祉協議会	所在地 鹿児島県鴨池新町1-7（県福祉センター内） 電話：099-256-6789 FAX：099-251-6779 受付時間 9：00～17：00

9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者及び身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。事業所は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

10. 非常災害対策

非常災害が発生した場合、従業者は、利用者の避難等、適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執ります。また、非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り、避難訓練等を行います。

- ・防災設備 自動通報装置・スプリンクラー・消火器・消火栓等
- ・防災訓練 年2回（総合防災訓練）【自主防災訓練は隔月】

11. 事故防止対策・安全管理対策

安全管理委員会を年4回（3ヵ月毎）開催し、当施設の安全対策を協議・検討いたします。なお、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び各関係機関並びに家族又は身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、天災地変等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じる事ができます。当事業所は、万一の事故の発生に備えて、損害保険会社の損害責任保険に加入しております。

12. 身体拘束廃止への取り組み

身体拘束適正化・虐待防止検討委員会を月1回開催し、当施設の身体拘束の状況を協議・検討して、拘束廃止へ向けた取り組みを行います。

13. 感染症対策・褥瘡防止対策・衛生管理

感染症対策委員会及び褥瘡防止対策委員会を年4回（3ヵ月毎）開催し、感染症対策委員会では、感染症に対する予防対応策を討議・検討し、感染源の隔離、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。また、褥瘡防止対策委員会では、当施設の褥瘡対策を討議・検討して、褥瘡の予防と治療を行います。

〈重要事項説明書付属文書〉

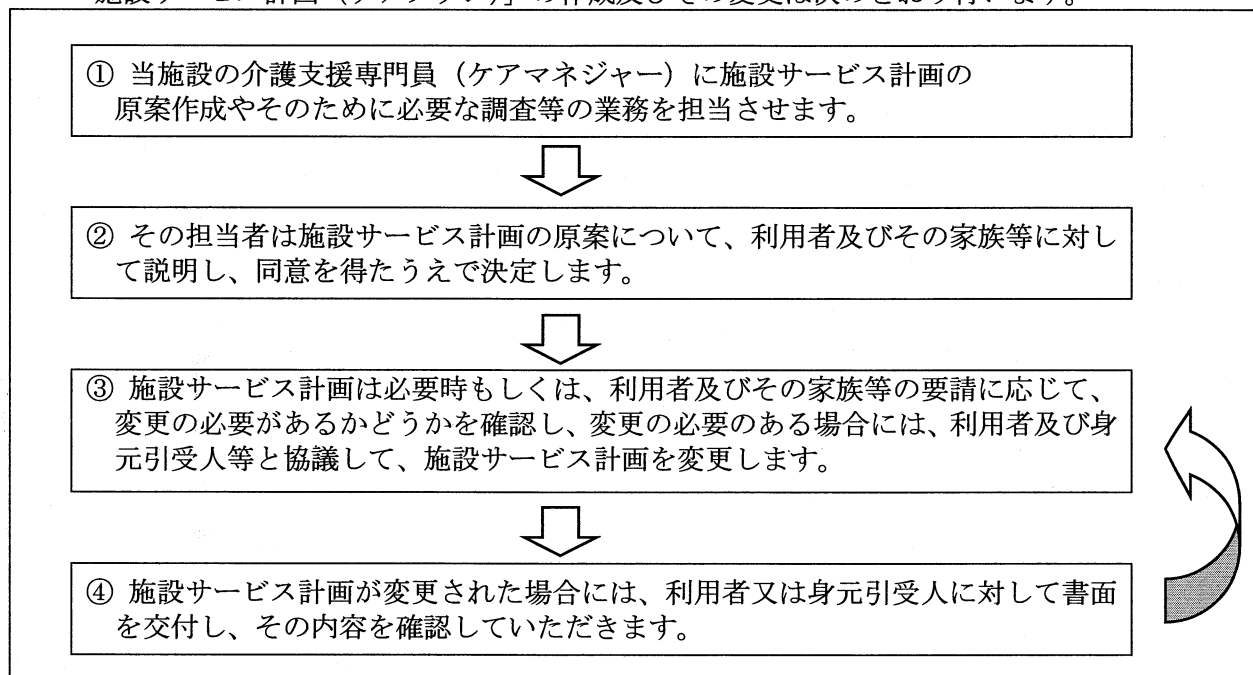
1. 施設の概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
建物の延面積	3, 472.46㎡
入居定員	5名
併設事業所	特別養護老人ホーム青山荘 平成12年3月2日指定 鹿児島県第4677600043号 グループホーム青山荘 平成14年3月4日指定 鹿児島県第4677600092号
施設の周辺環境	緑が豊かに広がり、季節の移り変わりが鮮やかで、静かな場所に位置しています。

2. 重要事項説明時からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「サービス援助計画」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。



3. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ利用者から聴取、確認のうえサービスを実施するものとします。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 利用者に提供したサービスについての記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には記録を整備するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

持ち込みの制限	入居にあたり、施設内への物品等の持ち込みを制限する場合があります。(危険物類・ペット類等)
面会	面会時間 9:00～20:00 ※ 来訪時は、必ずその都度職員に届け出てください。 ※ なお、来訪される場合、おもち等のどに詰まりやすい食べ物やなまものの持ち込みもご遠慮ください。 ※ 感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。
外出・外泊	外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。 但し、外泊については、最長で月7日間といたします。
食事	食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には「食事に係る自己負担額」は減免されることがあります。
施設・設備の使用上の注意	・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・ 故意に、又は、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ・ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ・ 当施設の職員や他の利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙	施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム青山荘

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

契約者住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

